

| | | | |
|------------------|-----------------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 4-11-2 | そうだん 相談レベル | 3 |
| ぶん ぐい 分類 | ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き | | |
| こう ぐく 項目 | しゃかい さんか 社会参加 | | |
| ない よう 内容 | がいこくせき じゅうみん かいぎ 外国籍住民会議 | | |

1 想定される質問の背景

- 外国籍住民の問題や課題を解決するために何かしたい。
- 外国籍住民同士で問題解決を話し合う場がほしい。

2 基本的な質問と回答

相談者 神奈川県には外国籍住民で構成された会議があると聞きましたがどんな会議ですか？

回答者 公募で選ばれた外国籍住民20人以内で構成された「外国籍県民かながわ会議」が1998年11月にスタートしました。納税の義務を負い、同じ住民として地域のさまざまな問題や課題に直面している仲間でありながら、地方参政権を持たず議会を通じた地域の問題解決に参加できない外国籍住民の、ともに生きる地域社会への参画を促進し、外国籍住民自身による問題解決のアプローチを確保するために会議は設置されています。

⇒ 外国籍県民かながわ会議ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/gaikokuseki/gaikokuseki-index.htm>

相談者 外国籍県民かながわ会議はどんな活動を行っていますか？

回答者 任期は2年間で年8回程度の会議を開き、外国籍県民としての立場から、外国籍県民に係る施策などについて話し合い、その結果をとりまとめて県知事に提言・報告をしています。

相談者 委員に応募したいのですが条件はありますか？

回答者 応募の条件は、①応募の年の4月1日現在で満18歳以上、②外国人登録をされていて応募の年の4月1日現在引き続き1年以上県内在住か県内在勤・在学している者（日本国籍を 취득した難民の方も応募可）、③任期中の県内在住、在勤、在学が予定されている者、です。なお、委員は1期に限り再任が認められ、会議は日本語で行われます。最近の募集は、2006年7月1日から9月29日まででした。2年に一度同じ時期に募集が行われる予定です。

3 派生する質問と回答

相談者 こうした会議は他の自治体でも設置されているのですか？

回答者 外国籍住民による会議は、1996年に川崎市が全国に先駆けて設置し、ついで東京都、神奈川県、順番で設置されました。類似の会議は2006年6月現在で、外国籍住民のみで構成されている会議が神奈川県、川崎市、埼玉県、静岡市、浜松市、松戸市、広島市、栃木県、愛知県、宮城県、岡山市、豊中市に、外国籍と日本籍の両方の住民で構成されている会議が東京都、大阪市、京都市、三鷹市、厚木市、神戸市、茨城県に設置されています。

⇒ 川崎市外国人市民代表者会議ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/kaigi/index.htm>